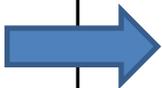


入院時食事療養費が変わりました

令和6年6月1日より令和6年度診療報酬改定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養費の費用の額の算定に関する基準が改定されました。

	令和6年5月まで (一食あたり)	令和6年6月から (一食あたり)
一般所得	460円 	490円
低所得Ⅱ	210円  ※90日超で、160円	230円 ※90日超で、 180円
低所得Ⅰ 住民非課税で 一定所得以下	100円 	110円

※平戸市民病院の食事は、管理栄養士によって管理されています。

国民健康保険平戸市民病院 院長